101-89

問題文

調剤録を作成するにあたり、該当する事項があった場合、記載が必要なのはどれか。1つ選べ。

- 1. 後発医薬品の使用に関する患者の意向
- 2. 患者の身長及び体重
- 3. 患者の副作用歴
- 4. 疑義照会の結果
- 5. 残薬の状況

解答

4

解説

実習において、本間の選択肢 $1\sim5$ の内容は「薬歴」に記入した印象が強いかもしれません。ただ、疑義照会の結果だけは「処方箋の余白部分に記入した」 という経験があったのではないかと思います。そして、処方箋余白部分だけでなく調剤録にも、疑義照会の内容は記載義務があります。

ただし「処方箋の余白部分」に疑義照会の内容を書き、「裏」に調剤録を印字したりシールが貼ってあったりという形だった場合は、処方箋か調剤録のどちらか一方のみで記載はよい、ということになっています。

以上より、正解は4です。